別記第１号様式（第４条）

あんしん電話事業利用申請書

年　　月　　日

（宛先）茂原市長

申請者　住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　印

電話番号

　あんしん電話事業を利用したいので次のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利用者 | 氏名 |  | 生年月日 | 年　　月　　日 |  |
| 住所 |  | 電話番号 |  |  |
| 利用に当たり、当該事業の要件に該当しなくなるまでの間、所得の状況について地方税法の規定に基づく課税台帳等により課税状況等を確認することに同意します。 |  |
| 利用要件 | （１）　ひとり暮らしの高齢者（２）　高齢者のみで構成される世帯に属する者（３）　世帯員の就労等により、日中又は夜間において（１）に掲げるものと同様の状況にあると認められる者（４）　重度身体障害者（５）　その他市長が必要と認める者 |
| (2)～(5)の場合、同居する者の状況 | 氏名 |  | 関係 |  |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 年齢 |  |  |
| 氏名 |  | 関係 |  |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 年齢 |  |  |
| 氏名 |  | 関係 |  |  |
| 生年月日 | 年　　月　　日 | 年齢 |  |  |

確約書

　あんしん電話事業の利用に当たり、次の事項を守ることを約束します。

　１　貸与を受けた緊急通報装置を適切な管理の下に使用し、これを譲渡し、転貸し、又は担保に供する等目的以外に使用しません。

　２　緊急通報装置の全部又は一部を毀損し、又は消滅したときは直ちに市にその状況を報告し、その指示に従います。

　３　次の各号に該当する場合は、速やかに緊急通報装置を市に返却します。

　　（１）あんしん電話事業の要件に該当しなくなったとき。

　　（２）その他市長が、緊急通報装置を設置する必要がないと認めたとき。

　４　緊急通報を発した場合は、協力員等関係機関の住宅内への立入りを認めます。

　５　緊急時に協力員等関係機関が住宅内の立入りに際し、住宅等の一部に毀損が生じても市は修復責任を問いません。

　６　鍵の管理は次のとおりです。

　　（１）通報先等協力者　　　　　　　に預けます。

　　（２）その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

　７　この確約書の定めにない事項については、すべて市長の指示に従います。